

沖縄県文化芸術振興計画（仮称）素案に対するご意見と県の考え方

	頁	行	素案（案）	意見	県の考え方
1	33	23	<p>【現状と課題】 (7)文化財等の保存及び活用 ○文化財の新たな指定に向けた調査、埋蔵文化財の各種調査と保存・活用、貴重な文化遺産の後世への継承に取り組む必要があります。また、文化財の保存・活用のために保存会が行う取組を支援するとともに、沖縄の歴史に関する調査研究、資料収集を行い、県民が効果的に資料の活用ができるように、歴史資料の保存・編集・活用を行う必要があります。</p>	<p>素案では、「文化財の保存・活用のために保存会が行う取組を支援するとともに」とあるが、「保存会」という表現では支援する対象が無形文化財の保持団体もしくは選定保存技術である印象を受ける。 同素案２頁で沖縄県文化振興条例における「文化財等」の定義は「有形及び無形の文化財、歴史的価値がある文書及び記録」とされていることから、そこには当然に史跡・名勝等の記念物や歴史資料等（有形文化財）も含まれるため、原案の「保存会」ではなく「所有者および保存会等」とした方が適切であると考えます。</p>	<p>【意見を反映】 ご指摘のとおり修正します。</p>
2	44		<p>② 史跡等の保存活用計画、整備、買い上げ事業（文化財課） 専門家による委員会を開催し、保存活用計画や整備計画及び整備事業を実施します。</p>	<p>目標と現状と課題を受けて「文化財等の保存と活用」にかかる具体的施策が列挙されているが、全体として文化財等の保存のための支援が施策に盛り込まれていない印象を受ける。とりわけ、「該当箇所」に②として示した箇所は沖縄県が主体となって実施する事業についてのみの記述となっている。個人所有の指定文化財などは堺外に置かれており、文化財の後世への継承という抽出された課題に適切に対応した施策とは言い難い。所有者に対する技術的な支援に加えて整備等にかかる助成・補助も文言に追加することが望ましいと考えます。</p>	<p>【原文どおり】 ご指摘のありました個人所有の指定文化財等に対する助成、補助については、「②史跡等の保存活用計画、整備、買い上げ事業」の中に含まれておりますが、文化財の種別や取組は多様であり、記載の内容は「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」と整合を図っていることから、原文のとおりとさせていただきます。 なお、文化財等の保存及び活用にかかる「施策の方向性」には、「沖縄の先人達の英知が刻まれた貴重な文化財の適切な保護」を行っていく旨記載しており、ご指摘のありました個人等が所有する有形・無形の指定文化財も含め、文化財の適切な保護を行ってまいります。</p>